

[特別賞]

# 名誉回復手段としての 被疑者補償制度の活用

田中広太郎 横浜弁護士会・62期

## はじめに

弁護士の仕事を始めて1カ月半が経った頃、私の携帯に電話がかかり「すみません、弁護士ですか？」とスペイン語で問いかけられた。以前、通訳の仕事をしていた私は、弁護士になったことがうれしくて、外国人の知人たちに「困っている人がいたら携帯の番号を教えてあげてほしい」と日頃から伝えてあった。その電話の主であったイチノセ氏は、そうやって人づてに私の番号を知り、助けを求めて突然電話をかけてきたのだった。

その後、私は弁護士になって初めての自己受任事件として彼の代理人となった。弁護人選任命令を受けたわけでも、弁護人選任届を出したわけでもなかったが、弱い立場にある無辜の一市民が捜査機関という強大な権力により人権を侵害されないよう共に闘うことに「刑事弁護」の本質があるのだとすれば、自分の活動を振り返ってみて、私はまさしく彼の「刑事弁護人」だったと思う。

## 事件の概要

イチノセ氏は来日して19年になる日系ペルー人だった。2010(平成22)年1月27日の午前9時半頃、静岡県沼津市の自宅にいたところを突然5人の警察官に逮捕され、そのまま茨城県の牛久警察署まで連行された。パトカーの中で説明された容疑は、遠く離れた茨城県阿見町での居酒屋への侵入窃盗で、現金とレジスターなどを盗んだというものだったが、まったく身に覚えがなかった。事実、彼は19年の間茨城県に足を踏み入れたことさえ一度もなかったのだ。連行されるパトカーの車中でも、取調室の警察官の前でも、検察官の前でも、彼は必死に無実であると訴え続けたが信じてもらえず、結果として21日間身柄を拘束された。その後、捜査機関は彼を釈放し、2月26日に嫌疑不十分で不起訴処分が出された。

釈放と不起訴処分と聞けば、刑事事件として一件落着くと感じる弁護士は多いだろう。ところが、さらなる深刻な人権被害はこの後に始まった。彼は茨城県

内の駅で突然釈放されたが、その際警察官から一切の説明もされず、「この後も取り調べるから必ず連絡がつくようにしておけ」とだけ言い放たれ、警察はその後も彼をマークし続けていた。自宅に帰ってみると、外国人が多く住む集合住宅だったため、近所中の皆が身柄拘束のことを知っていた。「あいつは泥棒だ」と誰もが陰口を叩き、自分のことを蔑んでいた。日本国内に数万人いる同国人たちはきわめて密接なコミュニティを築いている。この小さな社会内で決定的に信用と名誉が侵害されたため、再就職も絶望的な状況になった。国内にいる子どもたちを含め、家族にも大変つらい思いをさせることとなった。さらに、駅での警察官の言葉が忘れられず、街を歩いても「また捕まるんじゃないか」という恐怖感にいつもさいなまれた。まさに無力な無実の一市民が、国家権力の大きな誤りにより、事実上社会から抹殺されそうになっていたのである。その後、母国語での法的援助を求めて直接相談に訪れたイチノセ氏は「何をどうしたらよいのかすらまったくわからない。いったい誰に助けを求めたらよいのか」と尋ねてきた。即座に私は「それは弁護士でしょう」と答えた。

## 無実であることの確信

私は、事件について彼から詳細なヒアリングをした。刑事手続は形式的にはすでに終了しており、検察庁や裁判所から、私には証拠や関係書類は開示できないと断られてしまい、本人の記憶と証言が細い命綱だったからだ。

被疑事実の犯行時刻は午前0時から10時半の間であったが、彼は犯行日の前日、静岡県富士市内の工場で午後5時まで働き、翌日は午前7時50分には出勤しており、タイムカードの記録も持っていた。片道190キロもの距離をわざわざ移動し、このような短時間で犯行を行う合理性はきわめて乏しい。不完全ながらアリバイがあると私は感じた。また、取調べの際、彼は捜査官から「盗まれたレジの小銭入れからお前の指紋が出ているぞ」と迫られたという。ところが、彼には以前レジ製造工場働いていた経験があるとのことで、自分の指紋は日本中の数千個のレジに付いているはずだと必死に私に説明した。

この説明を聞き、私は彼が無実であると確信した。

同時に、犯人性を疑わせるこれほど強力な事実がありながら、彼を犯人と疑い続ける捜査機関の姿勢がまったく理解できず、まるで趣味の悪い冗談のようにさえ感じられた。捜査機関のあまりの質の低さを感じ、また、外国人であることへの偏見も関係しているのだろうと強く感じた。「なんとかしたい」、「悪い冗談で一人の人生が狂わされてたまるか」と思った。

とはいえ、弁護士としての経験がほぼ皆無である自分にとり、これから闘う相手はあまりにも強大に感じられ、客観的に考えて自分ができることはほとんどないのではないかとも感じた。私は正直に、「今思いつく手段は損害賠償請求しかない。しかも訴訟で勝つ可能性はほとんどないのが現実だ。それでも依頼するか」と尋ねた。「金なんかいらない、とにかく名誉を回復してほしい。金でなく正義のために闘ってほしい」と彼ははっきり言った。これを聞いて私は、彼と一緒に闘おうと決意し受任した。着手金として3,000円を払ってくれたが、当時の彼にはそれすら捻出するのは大変だった。

## 「名誉回復手段」としての被疑者補償制度

相談を受けた当初、負担を覚悟のうえで国賠を起こすしかないだろうと漠然と思いついていたが、悩む私の姿を見て、事務所の兄弁が一言「確か被疑者補償制度というのがあるはずだから調べてごらん」と声をかけてくれた。これを聞き、すぐにこの制度を調べてみた。

「被疑者補償規定に基づく被疑者補償制度」とは、被疑者として身柄拘束された後に不起訴処分を受けた場合に拘束日数に応じて補償を受けられるという制度だった。補償金額は驚くほど低いうえ、今回のような嫌疑不十分の場合に補償裁定されることはまずありえないようだった。しかし、依頼者が求めているのは何より名誉回復だ。補償が出るかどうかはともかく、これを一つの道具として名誉回復できるかもしれないと考えた。また、刑事手続が形式的に終了した段階で、自分が事実上の刑事弁護人としてこの事件に入り込むには、被疑者補償申出の代理人になるしかないとも考え、この制度に賭けてみることにした。

ところが、いざ申出をしようとする、この制度がまったく知られていないことに驚いた。そもそも検察

庁自身がこの制度のことをよく知らないのだ。イチノセ氏を取り調べた地検支部に補償申出の問合せをし、後に地検の本庁にも問い合わせたが、どちらも対応が実にあやふやで、どのような手続を経ればよいのか説明してもらえず、明らかにこの制度の存在自体を知らない様子だった。業を煮やした私は「さすがにここならわかるだろう」と東京地検に連絡をしたところ、ようやく説明を受けることができた。

その後、4月21日付で地検支部に対し被疑者補償の申出を行ったが、その際に強い抗議の書面を添付し、今回の逮捕は明らかに誤認逮捕であること、仮に補償が認められない場合には本件逮捕の違法性・不当性を明らかにするあらゆる手段をとる予定であること、公益の代表者たる検察官としてふさわしい判断をするよう求める旨などを書き添えた。また、この申出の前後に、イチノセ氏の取調べをした担当副検事に複数回電話をかけ、不完全ながらもアライバイがあること、指紋は何ら犯人性を推認させないことなどを語気強く説明した。刑事手続が形式的に終了している以上、担当検察官に直接話をし、彼が無実だという事実を直に伝えるしかないと考えたのだ。

捜査担当であり、補償申出の窓口だったその副検事は淡々と話を聞き「上と相談して手続を進めます」とだけ繰り返した。その対応から嫌な感じはまったく受けなかったが(むしろ茨城独特のアクセントから、逆に少し和んだりもした)、同時に手ごたえもまったく感じられなかった。説明の間、副検事の声からは少し焦りが感じられた気もしたが、機械的なその対応から「やはり壁は高い。受け入れられる可能性は低だろう」と感じた。

これらの活動の後、少ないながらもやれることはやっとなと感じ、検察にだって良識はあるだろうし、あとは天命を待とうと考えた。

## 全面解決の始まり

### 1 検察官からの電話

補償申出をしてから1カ月の間、検察から何の連絡もなかった。その間もイチノセ氏は誹謗中傷にさらされ、無職の状態が続くつらい状況に置かれていた。国内のスペイン語新聞の記者に掛け合っただけで誤認逮捕の記事にしろなどとして、自力で汚名を晴らそう

と努力を続けていたが、世間の目は予想以上に冷たいようだった。被疑者補償について何の進展もないことを伝えたが、彼の中で苛立ちが募っているのを感じた。

もう国賠しかないか、とぼんやり考え始めていたある夜、携帯電話に突然検察官から電話がかかってくる。しかも支部の副検事ではなく、本庁の検事からだった。その検事は「補償申出の結果についてはまだ何も言えません。ただ、この件は本庁に回付されて私が調べています。ひと月経過したのでご心配かと思ひ連絡しました、進展があれば連絡しますのでしばらく待ってください」と言って電話を切った。電話が切れた後、私はしばらくキョトンとしていたが、だんだん小さな希望の光を感じ始めた。「もし門前払いする腹なのであれば、ただ経過報告するためにわざわざこんな電話をかけるだろうか？ しかも本庁に回付されたと言っていた。検察は本気で取り組んでいるのではないだろうか」、そう考えた。

その電話からさらに2カ月の後、同じ検事から電話がかかってくる。今度はびっくりするような内容だった。その検事は「先生からの被疑者補償申出を機に、指紋の点も含めて私が再捜査を指示しました。その結果、イチノセさんは犯人ではないとの結論に至り、処分を『嫌疑不十分』から『嫌疑なし』へと変更しました。被疑者補償についても応じる方向で手続を進めています」と伝えてくれたのだ。まったく突然の、しかも満額の回答に私は本当に驚いたが、その検事はさらに驚く内容を話し続けた。「県警も誤認逮捕だということを全面的に認めていて、イチノセさんに正式に謝罪したいと言っています。県警幹部がそちらまで出向いてご本人に直接謝罪したいそうです」、「それから、補充捜査の後に、真犯人らしき人物が出てきて今身柄を拘束されています。自白もしているようです」と一気に伝えてきたのだ。もう満額どころではない、120点の回答だった。

### 2 バットを振り切れ

検事から、謝罪の件につき県警とも話をしてほしいと言われ連絡を試みた。実際に警察幹部の口から聞かないと信じられない気持ちだったが、対応した管理官は「すぐに直接の謝罪に伺いたい」と申し入れてきた。しかも、所轄の警察署の幹部も一緒にだど

いう。どうやら警察には警察内部の都合があるらしく「何が何でも明日中に謝罪に行きたい」と言われ、あれよあれよという間に、急遽、翌日には正式謝罪を受けることになった。

ここにきて、どうもこれは大事件になったようだと感じるようになった。それで、ひとまず例のスペイン語新聞の記者に「無実と認められたらしい」と連絡したところ、意外な質問をされた。「記者会見はいつしますか」と聞かれたのだ。「記者会見!？」そんなことは考えたこともないし、日本のマスコミに取り上げられるほどの重大事件ではないと考え、一笑に付して否定した。ところが、その夜、司法修習時代の刑弁教官と話をしたところ、教官から「自分も被疑者補償という制度は知らなかったし、知らない弁護士は多いだろう。今回の意義は相当に大きいから、ぜひ記者会見したほうがいい。記者は1人2人しか来ないかもしれないが、前向きに検討すべきだ」と言われた。これを聞いて、正直かなり怖くなった。「およそ記者会見なんて、見るものであって、どう考えても自分が『する』ものじゃない。何をどうやったらいいのか見当もつかないし、弁護士1年生で何の経験もない自分ができるのか想像もつかない」と思った。しかし、同時に頭に浮かんだのはイチノセ氏本人のことだった。彼が最も求めるのは名誉回復だと痛いほどわかっていたし、これは徹底的なレベルで弁護の目的を達成するチャンスかもしれないと感じた。それで、依頼者のために何をすべきかを一番に考え、一晩熟考して判断しようと決めた。とはいえ、明らかに自分の力量を超えていると感じたため、その夜急遽LNF(外国人問題を扱う弁護士ネットワーク)のメーリングリストに加入して初投稿し、この顛末を報告してみた。要するに、新人から経験ある弁護士たちへのSOS発信だ。すぐに日本中の先生たちから驚くほどの反応がきて「マスコミに公表すべきだ」との助言や、具体的な提案が夜中続いた。

さて、翌朝出勤すると、私の勤務する事務所は爆弾を投げこまれたような騒ぎになっていた。マスコミ各社からの問合せが殺到し、複数ある電話が鳴りっぱなしになっていたのだ。どうやらメーリングリストを見た経験ある先生たちが、知らないうちに一部のマスコミへの手配をしてくれたらしい。そうやって大きな手が背中を押してくれたのだと感じた。事務所のボ

スは「今日1日は事務所の仕事はしないでこの事件に専念しろ。すべて自分で決め、まわりへの指示もすべて自分でしろ」と言ってくれた。さすがにここへきて腹をくくった。ビビっていてもしょうがない。「ずっと依頼者の名誉回復を望んできたが、千載一遇のチャンスが来たじゃないか。しかもこの機会は今日1日限りだろう。次は絶対はない。幸運にも、振ったバットはボールにジャストミートしたみたいだし、せっかく芯に当たったのなら依頼者のために最後まで力いっぱい振り切ろう」、そう考えた。その後は可能な限りマスコミに広く効果的に連絡することに専念し、記者会見会場の手配や配布資料の準備もした。また、早めにイチノセ氏に事務所に来てもらい、顔や実名を公表するかなどを注意深く検討した。

## 名誉回復の日

### 1 真摯な謝罪

その日、7月15日の午後、県警幹部と所轄警察署の幹部ら計4人が事務所を訪れ、イチノセ氏に直接謝罪をしてくれた。所轄署の幹部は、開口一番、「誤認逮捕でした。本当に申し訳ありません」とはっきり言ってくれた。その真摯な態度にはイチノセ氏も私も非常に感銘を受けた。また、事件の顛末につき実に誠実な説明もあり、本人へのこの直接謝罪のほか、公式な謝罪会見を警察サイドでする予定であることも教えてくれた。弁護士側でも会見をする予定だと伝えると、彼らは慌てて予定を繰り上げ、その同じ日に警察会見が行われることとなった。これは警察側の面子も関係してのことだったのだろうが、結果としてこの事件のニュース性を高めることになり、こちらには好都合だった。

### 2 記者会見

警察の謝罪の後、今度はイチノセ氏と2人だけで記者会見に臨んだ。刑弁教官には「記者は1人2人かもしれないぞ」と言われたが、実際には数台のテレビカメラが入り、数十人の記者が詰めかけてくれて満員状態だった。途切れることなく質問が集中したために会見は90分以上続いた。会見を主宰すると同時に1人で逐次通訳も務めなければならなかったため、終わったときには疲労困憊だったが、無実の罪を着

せられ、自分を信じ続けてくれた依頼者の名誉が目の前でみるみる回復してゆくのを感じ、本当に感動した。

会見を終えたその夜、家に着いてテレビをつけるとすぐにNHKのニュースの時間だったが、自分たちの記者会見がトップニュースで報道されていて、とても驚いた。翌日には全国各地の新聞が、この事件につき顔写真付きで大きな記事を朝刊に載せていた。

彼の無実は、大げさではなく日本中に知れ渡り、当初目指した「名誉回復」という目的は、想像をはるかに超えるレベルで達成された。

### その後

東京高等検察庁はその後、7月30日に被疑者補償判決を出し、規定幅の中で最高額の26万2,500円の補償金が支払われた。また、イチノセ氏を取り調べた地検支部の担当者からも連絡が来て、彼に実に誠実に謝ってくれた。汚名が晴れたイチノセ氏はすぐに再就職が決まり、ペルーに残してきた子どもからも「ペルーでニュース映像を見た」との連絡が来たとうれしそうに教えてくれた。10月5日に被疑者補償裁定について官報でも公示がされ、11月7日には180万円の損害賠償金を支払う旨の示談が県との間で成立した。まさに万々歳の結果となった。

### 雑感

1 地を這う活動を1人で続けることが刑事弁護成功の秘訣であることは常識だと思うが、今回の事件は興味深いレアケースだと思う。確かに準備段階で地を這う努力はしたが、実際に依頼者の名誉回復をもたらしたのは、特定の1日に集中的に行った活動だった。しかも、1人で活動したのではなく、可能なかぎり広い範囲に助けを求め、この求めに日本中のまだ見ぬ先生たちやマスコミなどが一丸となって力を貸してくれて、1人の人の人生を文字どおり救ったのだ。経験のない弁護士にとり、周囲と協力し他からの力を借りることの重要性が強烈な感動とともに教訓として心に残った。さらに、被疑者補償制度を違った観点から利用するなど、「あるものは何でも利用する」という精神もまた重要であると感じた。

2 ところで、イチノセ氏はたまたま母国語を理解する弁護士に会い、汚名が晴れたが、もし弁護士がいなかったらどうなっていたのだろうか。真犯人が見つかるのが連絡されることはなく、自分と家族の一生を狂わされたままだったのではないだろうか。日本人なら巻き込まれないかもしれない問題、日本が何十年も前に克服したと思いきやこಂಡきた司法上の問題が、今、偏見や言語が原因となって、外国人の間で再び引き起こされているのではないだろうか。

たとえば、仮に被疑者が日本人であれば当然犯人性を疑わせるであろうという事情が存在しても、被疑者が外国人であるゆえに犯人であるとの決めつけのもとに取調べが続行されて自白に至るという場合もあるだろう。とりわけ故意否認の場合には、その安易な決めつけや潜在的な偏見がとてつもない壁となり、人の人生を狂わせるということが容易に起こりうる。また、日本人であれば刑事手続が終われば通常の生活に戻れるが、外国人の場合にはその後の退去手続のほうははるかに大きな脅威であるという場合も多く、こうした事情が取調べの際の大きな威力となる場合もあるだろう。

これらに加えて、「被疑者の側」の問題点もある。自国の司法官憲に不正が横行しているために捜査官の取調べを軽く考えるケースや、日本の裁判体の構成につき勘違いしているケースなどもあり、「陪審員が理解してくれるだろうから自白調書にサインしても大丈夫だろう」と安易に考える場合もあるだろう。さらには、国民性や慣習ゆえに弁護士に対してであっても当初は真実を言わず、なぜかあえて事実と違うことを告げるケースも多くある。

外国人事件を担当する場合には、言葉が違うということ以外に、文化や発想自体が根本的に異なる場合があるということを理解したうえで、弁護士の側が「まさに人の人生そのものを扱っている」という刑事弁護の原点に立ち、特別の慎重さや真剣さ、熱意をもって弁護に当たらないと取り返しがつかないことが容易に起こりうるように思える。こう考えると、弁護士が目を向け、取り組んでゆくべき新たな分野はまだまだ多いのではないだろうか。

(たなか・こうたろう)